

項目	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	訪問型サービスB	訪問型サービスC	訪問型サービスD
対象者	居宅要支援被保険者等 (要支援1、2、事業対象者)	同左	同左	同左	同左
提供主体	法人	同左	住民主体(法人格なし)	市	住民主体(法人格なし)
職種	【訪問介護員等】	【訪問介護従業者】	【有償・無償ボランティア】	【保健・医療の専門職】	【有償・無償ボランティア】
資格要件 (いずれかの資格等を所持していること)	介護福祉士 介護職員初任者研修過程修了者 生活援助従事者研修過程修了者(生活援助のみを提供)	同左 同左 同左 生活支援サービス従事者研修課程修了者	同左 同左 同左 同左	- - - - 保健師、看護職員、リハビリ専門職等	訪問型サービスBに同じ 訪問型サービスBに同じ 訪問型サービスBに同じ 訪問型サービスBに同じ
サービス内容	身体介護 生活援助 - -	- 同左 - -	- 同左 - -	- - 相談指導等 -	- - - 移送前後の移動支援
実施方法	事業者指定	同左	補助その他の支援	直営	補助その他の支援
ケアマネジメント	A	同左	C	A	C
介護報酬	月額制	回数制(30分以上1時間未満)	-	-	-
利用料	自己負担分	同左	住民主体が定める利用料	無料	住民主体が定める利用料
利用回数	事業対象者・要支援者1:1回程度/週 事業対象者・要支援者2:2回程度/週	同左	同左	¥¥	提供主体の団体とサービス利用者間で必要と考えた回数
人員基準	管理者:常勤・専従 訪問介護員等:2.5以上(常勤換算方法) サービス提供責任者:1以上/利用者数40人	同左 訪問介護従業者:必要数 サービスA提供責任者:必要数	- 専従者:5人以上/拠点 -	-	- 訪問型サービスBに同じ -
設備基準	事業運営に必要な広さの専用区画 必要な設備及び備品等	同左	-	-	-
運営基準	旧介護予防訪問介護と同様の運営基準 本市独自基準(地域密着訪問系サービスと同様) 平成27年4月1日以降の制度改正により訪問介護に創設された基準の一部	同左 同左 同左	介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に規定する基準	同左	同左